

東京都医師会 母体保護法指定医師の指定基準細則

東京都医師会母体保護法指定医師の指定基準に関して、次のとおり細則を定めるものとする。

1 人 格

医事に関する法規違反をした犯罪経歴のあるもの、または医師としての品位を損傷したと認められる行為があったものについて、調査の上で指定しないことがある。

2 技 能

3 指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設の条件

医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。

4 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請、指定、登録

(1) 指定取得の申請

①指定医師研修機関指定申請書（様式 12 号）又は指定医師研修連携施設登録申請書（様式 13 号）の作成

②指定医師証の写し

(2) 指定

書類審査

(3) 登録

①指定番号

1) 指定医師研修機関

(例) 2 1 3 - 8 8 - 0 0 0 1

(東京都) (指定年) (指定番号)

2) 指定医師研修連携施設

(例) 3 1 3 - 8 8 - 0 0 0 1

(東京都) (指定年) (指定番号)

- ②指定医師研修機関指定証
- ③指定医師研修連携施設登録通知書（様式 14 号）

(4) その他

- ①指定医師研修機関変更届（様式 15 号）の作成
- ②指定医師研修連携施設変更届（様式 16 号）の作成
- ③指定医師研修機関指定辞退届（様式 17 号）の作成
- ④指定医師研修連携施設登録辞退届（様式 18 号）の作成

5 指定医師指定取得の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、地区医師会を経由又は直接東京都医師会長宛に下記の書類を添えて申請する。

なお、東京都において指定医師であったものが、指定を失効して 6 カ月以内に再び指定を受ける場合、原則再指定として取り扱う。

(1) 指定取得の申請

- ①指定医師指定申請書（様式 1 号）
- ②指定医師指定原簿（様式 2 号）
- ③履歴書（様式 3 号）
- ④地区医師会長の意見書（様式 4 号）
- ⑤産婦人科専門医の場合は「専門医証」の写し並びに研修症例実施報告書（附則様式）
- ⑥産婦人科専門医ではなく産婦人科の研修を 3 年以上受けたものは、主任指導医の発行する「指導証明書」（様式 5 号）並びに研修症例実施報告書（附則様式）
- ⑦他の道府県又は東京都において指定医師であった場合は「指定医師証」の写し又は道府県医師会発行の証明書（様式 6）
- ⑧受講証明書原本（母体保護法指定医師研修会参加証）
母体保護法指定医師研修会は新規指定及び更新のための研修会を兼ねることができる。

(2) 指定

面接及び書類審査とする。ただし、地区医師会長の意見書（様式 4 号）の提出をもって面接を省略することができる。

(3) 登録

指定医師番号

(例) 0 1 3 - 8 8 - 9 8 - 0 0 0 1

(東京都) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)

(4) 他県からの転入等

他の道府県又は東京都において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって指定基準第 2 項技能の審査を省略することができる。

6 設 備

- (1) 麻酔器あるいは蘇生器具、呼吸心拍監視装置あるいはパルスオキシメーター、手術台及び回復室等を有すること。
- (2) 後方病院として機能する連携施設を有すること。
- (3) 転送電話、携帯電話等で 24 時間患者からの連絡に対応すること。
- (4) 常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。

7 設備指定の申請、指定及び登録

(1) 設備指定取得の申請

- ①設備指定原簿（様式 7 号）[医師数、看護職員数（助産師数、看護師・准看護師数）、分娩・手術室の有無、入院設備（病床数）等]
- ②施術場所の平面図
- ③設備
手術用設備仕様、麻酔器又は蘇生器具、呼吸心拍監視装置又はパルスオキシメーター、回復室
- ④24 時間対応の設備（転送電話、携帯電話等）
- ⑤施設証明 [診療所（様式 8 号）、病院（様式 9 号）]

(2) 指定

書類審査

(3) 登録

設備指定番号

（例） 1 1 3 - 8 8 - 0 0 0 1

（東京都） （指定年） （設備指定の番号）

(4) その他

設備指定変更届（様式 11 号）の作成

8 人工妊娠中絶実施後の届出

書類の届出は翌月 10 日までに東京都知事に届け出ること。

- (1) 人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の実施報告票を各自で記載すること。なお、人工妊娠中絶の実施件数が 0 件の場合も必ず報告すること。
- (2) 複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

9 指定の更新

(1) 指定医師の指定の更新

- ①更新の際、下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。

1) 母体保護法指定医師研修会参加証 1 枚

母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。

i) 生命倫理に関するもの

ii) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの

iii) 医療安全・救急処置に関するもの

2) 日本産婦人科医会研修参加証 6 枚相当（日本医師会生涯教育講座、都道府県医師会研修会、日本産科婦人科学会研修会等の受講を勘案する）

②第 8 項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留する。

③指定医師更新申請書（様式 19 号）

(2) 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の更新

①指定医師研修機関更新申請書（様式 20 号）

②指定医師研修連携施設更新申請書（様式 21 号）

10 指定医師の誓約

指定医師は、指定証を受領の際、指定基準 11 に定める事項についての誓約書を東京都医師会長に提出しなければならない（様式 10 号）。

11 指定医師の遵守すべき事項

12 東京都医師会母体保護法指定医師審査委員会

13 不服審査委員会

不服審査委員会の委員は 7 名とし、下記の構成とする。

(1) 医師である委員 4 名

(2) 医師でない委員 3 名

第 2 号の委員中 1 名は、弁護士資格を有する法律家とする。

14 指定基準細則の改正

本指定基準細則の改正については、東京都医師会の理事会の議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 12 年 8 月 1 日から改正適用する。

附 則

この細則は、平成 14 年 1 月 22 日から改正適用する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正適用する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から改正適用する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 7 月 7 日から改正適用する。